

## 入間市市営住宅条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(極度額の設定)</p> <p><u>第11条の2 市長は、前条第1項第1号及び第13条第2項第1号に規定する連帯保証人が負う保証債務について、民法（明治29年法律第89号）第465条の2に規定する極度額を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の極度額は、規則で定める。</u></p> <p>(督促)</p> <p><u>第18条の2 市長は、家賃を前条第2項に規定する日（以下「納期限」という。）までに納付しないものがあるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u></p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、入居者に納期限の到来後になお履行しない家賃その他賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務（以下「未納の家賃等」という。）があるときは、敷金をその弁済に充てることができる。ただし、入居者から市に対し、敷金を未納の家賃等の弁済に充てることを請求することはできない。</u></p> <p><u>4 市長は、入居者が市営住宅を明け渡した後、敷金を還付する。ただし、当該明渡しの時点において未納の家賃等又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設に修繕の必要が生じたときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市</u></p>	<p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、入居者が市営住宅を明け渡した後、敷金を還付する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 入居者の責めに帰すべき事由により<u>第1項</u>に掲げる修繕の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、</u></p>

長の選択に従い、修繕又はその費用の負担をしなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用であって、市長が別に定めるもの

(収入超過者等の認定)

第28条 略

2 市長は、第16条第2項の規定により認定した入居者の収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 略

(収入超過者の家賃)

第30条 略

2 第17条、第18条及び第18条の2の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者の家賃等)

第32条 略

2 略

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第18条及び第18条の2の規定は第1項の家賃について、それぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第15条第1項若しくは第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第30条第2項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若し

修繕又はその費用の負担をしなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(収入超過者等の認定)

第28条 略

2 市長は、第16条第2項の規定により認定した入居者の収入が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 略

(収入超過者の家賃)

第30条 略

2 第17条及び第18条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者の家賃等)

第32条 略

2 略

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第18条の規定は第1項の家賃について、それぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第15条第1項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第30条第2項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第3

くは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 略

(市営住宅の明渡し請求)

第41条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法第404条第1項に規定する法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(準用)

第47条 第18条から第27条まで、第36条及び第40条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条、第18条の2及び第19条中「家賃」とあるのは「使用料」と、第18条第1項中「第11条第1項の入居可能日」とあるのは「第43条第2項の使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第47条の規定において準用する第36条第1項」と、同条第4項中「第40条」とあるのは「第

1条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2・3 略

(市営住宅の明渡し請求)

第41条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(準用)

第47条 第18条から第27条まで、第36条及び第40条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条及び第19条中「家賃」とあるのは「使用料」と、第18条第1項中「第11条第1項の入居可能日」とあるのは「第43条第2項の使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第47条の規定において準用する第36条第1項」と、同条第4項中「第40条」とあるのは「第47条の規定におい

47条の規定において準用する第40条」と、第19条第1項中「入居権利者から入居時」とあるのは「社会福祉法人等から使用時」と、同条第2項中「第17条各号のいずれかに該当するときは」とあるのは「特に必要があると認めるときは」と、第21条第3号中「共同施設、給水施設」とあるのは「給水施設」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

(準用)

第54条 第18条、第18条の2、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、第18条及び第18条の2中「家賃」とあるのは「使用料」と、第18条第1項中「第11条第1項の入居可能日」とあるのは「第50条第3項の使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項の規定により明渡しを請求したときは、その期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により明渡しを請求したときは、当該請求をした日」とあるのは「第53条第1項の規定により明渡しを請求したときは、当該請求をした日」と、同条第4項中「第40条」とあるのは「第54条において準用する第40条第1項」と、第24条中「不在にするとき」とあるのは「使用しないとき」と、第25条中「入居」とあるのは「使用」と、第26条中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

て準用する第40条」と、第19条第1項中「入居権利者から入居時」とあるのは「社会福祉法人等から使用時」と、同条第2項中「第17条各号のいずれかに該当するときは」とあるのは「特に必要があると認めるときは」と、第21条第3号中「共同施設、給水施設」とあるのは「給水施設」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

(準用)

第54条 第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、第18条中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「第11条第1項の入居可能日」とあるのは「第50条第3項の使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項の規定により明渡しを請求したときは、その期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により明渡しを請求したときは、当該請求をした日」とあるのは「第53条第1項の規定により明渡しを請求したときは、当該請求をした日」と、同条第4項中「第40条」とあるのは「第54条において準用する第40条第1項」と、第24条中「不在にするとき」とあるのは「使用しないとき」と、第25条中「入居」とあるのは「使用」と、第26条中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。